

弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書（案）

弘前市（以下「甲」という。）と西目屋村（以下「乙」という。）は、平成２３年１０月１２日に締結した弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第３条第１号キ(ア)を次のように改める。

(ア) し尿処理の広域化

a 取組の内容

汚水処理等を効率的に行うため、圏域のし尿等を一括して処理する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

圏域のし尿等を一括処理することができる受入施設の整備及び管理・運営に取り組むとともに、必要な経費を負担する。

(b) 乙の役割

甲と連携して施設の整備及び管理・運営に関連する取組を行うとともに、必要な経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自１通を保有する。

平成      年      月      日

甲 弘前市大字上白銀町１番地１

弘前市

市 長      葛   西   憲   之

乙 中津軽郡西目屋村大字田代字稲元１４４番地

西目屋村

村 長      関              和   典